省　令

○総務省令第九号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）及び日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）の規定に基づき、並びに電気通信事業法を実施するため、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月一日

総務大臣　金子　恭之

第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令

（第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正）

第一条　第一種指定電気通信設備接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語） **第二条**　［略］ 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　第一種指定加入者交換機　メタルインターネットプロトコル電話用設備以外のアナログ電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備以外の総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。 一の二　第一種指定メタル回線収容装置　メタルインターネットプロトコル電話用設備又はインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備である第一種指定端末系交換等設備をいう。 ［二～四　略］ 五　一般第一種指定中継ルータ　第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、第一種指定メタル回線収容装置又は一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 ［六・六の二　略］ 六の三　メディアゲートウェイ　他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機又は関門系ルータで接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。 ［七・八　略］ 九　ＳＩＰサーバ　電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（以下「制御等設備」という。）であって、メディアゲートウェイ又は一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。 ［九の二～十五　略］	（用語） **第二条**　［同上］ 2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　第一種指定加入者交換機　主として音声伝送役務の提供に用いられる第一種指定端末系交換等設備をいう。 ［新設］ ［二～四　同上］ 五　一般第一種指定中継ルータ　第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定収容ルータにより交換等が行われる通信の交換等を行うものをいう。 ［六・六の二　同上］ 六の三　メディアゲートウェイ　他の電気通信事業者の電気通信設備を関門交換機で接続する場合において音声信号とパケットの相互間の変換を行う装置をいう。 ［七・八　同上］ 九　ＳＩＰサーバ　電気通信事業法施行規則第二十三条の二第四項第三号の設備（以下「制御等設備」という。）であって、一般第一種指定収容ルータと連携してインターネットプロトコルによりパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能を有するものをいう。 ［九の二～十五　同上］